

# 匝瑳市国土強靱化地域計画

令和3年3月

匝瑳市

# 目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本市の地域特性	2
(1) 地勢	2
(2) 気象	3
(3) 人口・世帯	6
3 計画の位置付け	8
4 計画の構成	8
5 地域防災計画との違い	9
6 計画策定の基本的な進め方	9
7 計画の見直し	10
8 基本目標	11
9 事前に備えるべき目標	11
第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価	12
1 想定するリスク	12
2 リスクシナリオの設定	12
3 脆弱性評価	14
第3章 強靱化の推進方針	15
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する推進方針	15
(1) 人命の保護を最大限図る	15
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する	18
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する	21
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	23
(5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	23
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると ともに、早期に復旧させる	25

(7) 制御不能な二次災害を発生させない .....	27
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する .....	29
第4章 計画の推進 .....	32
1 推進方針の重点化 .....	32
2 重点化の視点 .....	32
3 重点化すべきリスクシナリオ .....	32
4 地域計画の推進 .....	33
別記1 脆弱性評価の結果 .....	35
別記2 推進方針に係る主な施策・取組 .....	53
【用語解説】 .....	61

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0という過去最大の地震で、東日本の沿岸部を中心に未曾有の災害をもたらした。本市においても、震度5弱の揺れを観測し、住家、非住家合わせて全壊12棟、半壊27棟、一部損壊2,131棟、床上、床下浸水が44棟発生する等、地震や津波により大きな被害を受けた。

また、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した海溝型地震の長期評価（算定基準日令和3年1月1日）によると、今後30年以内に、本市を含む南関東域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%と推定され、大地震による被害の発生が懸念されているところである。

さらには、近年の気候変動に伴う、台風の大型化、短時間豪雨や突風被害が各地で頻発しており、令和元年9月9日に上陸した房総半島台風（台風第15号）では、本市でも住家被害が、全壊4棟、半壊15棟、一部損壊2,306棟（※令和2年11月30日現在）発生し、その他、倒木の影響により長期間にわたる停電、断水等、甚大な被害を受けていることから、多岐にわたる災害に向けた、防災・減災対策が急務となっている。

このような中、国においては、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行され、前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

こうした状況を踏まえ、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な匠瑤市を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を備えた、真に災害に強いまちをつくるため、「匠瑤市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

## 2 本市の地域特性

### (1) 地勢

#### ア 位置・面積

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km圏内、千葉市から約40km圏内、成田空港からは約20km圏内の距離にあり、北は香取市と香取郡多古町、東は旭市、西は山武郡横芝光町に接している。東西が約12.5km、南北が約15kmで、総面積は約101.52km<sup>2</sup>である。

#### イ 地形

本市は標高20m以上の台地と標高10m以下の低地に大きく区分される。各地区の標高分布及び地形構成は次のとおりである。

中央：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野・標高5m～10m程度の<sup>さたい</sup>砂堆（沖積平野）

豊栄：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野（沖積段丘）・標高5m程度の低地（沖積段丘）

須賀：標高5m～6m程度の<sup>さたい</sup>砂堆（沖積平野）

匝瑳：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野（沖積段丘）・標高4m以下の低地

豊和：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野（沖積段丘）・標高4m以下の低地

吉田：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野（沖積段丘）・標高4m以下の低地

飯高：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野（沖積段丘）

共興：標高4m以下の低地（低地・<sup>さたい</sup>砂堆）

平和：標高5m～6m程度の<sup>さたい</sup>砂堆（沖積平野）

椿海：標高4m以下の低地（干拓地）・5m程度の<sup>さたい</sup>砂堆

野田：標高4m以下の低地（低地・<sup>さたい</sup>砂堆）

栄：標高4m以下の低地（低地・<sup>さたい</sup>砂堆）

※ <sup>さたい</sup>砂堆…<sup>さし</sup>砂丘・<sup>さし</sup>砂州・<sup>さし</sup>砂嘴等の微高地を総称して<sup>さたい</sup>砂堆と表記する。

このうち、標高4m以下の地域は、水害や津波に対し災害リスクがある地域である。

## ウ 山地・平野

本市の北部は、下総台地の緩やかな丘陵地帯で、谷津田が入り組んだ複雑な地形を成し、里山の自然が多く残されている。

東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いている。

## エ 河川

本市の主な河川は、二級河川である借当川及び新川が流れているほか、準用河川である境川が借当川に接続している。これらの河川の流域では、優良な田園景観が形成されている一方、借当川においては、浸水シミュレーションにより、豪雨時には市北西部に大きな被害をもたらす可能性があることが想定されている。

## オ 海岸

本市の海岸は、旭市の刑部岬からいすみ市の太東岬に至る約60kmの九十九里海岸内に位置し、外洋砂浜海岸の特色を示しており、遠浅ではあるが傾斜が大きく波浪が激しいことが特徴である。

昭和40年代後半からは、次第に侵食性の高い海岸へと変貌をとげ、砂浜が大きく後退している。

## (2) 気象

### ア 気温

本市は、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しており、次に示すとおり年平均気温15度程度と温暖な地域である。

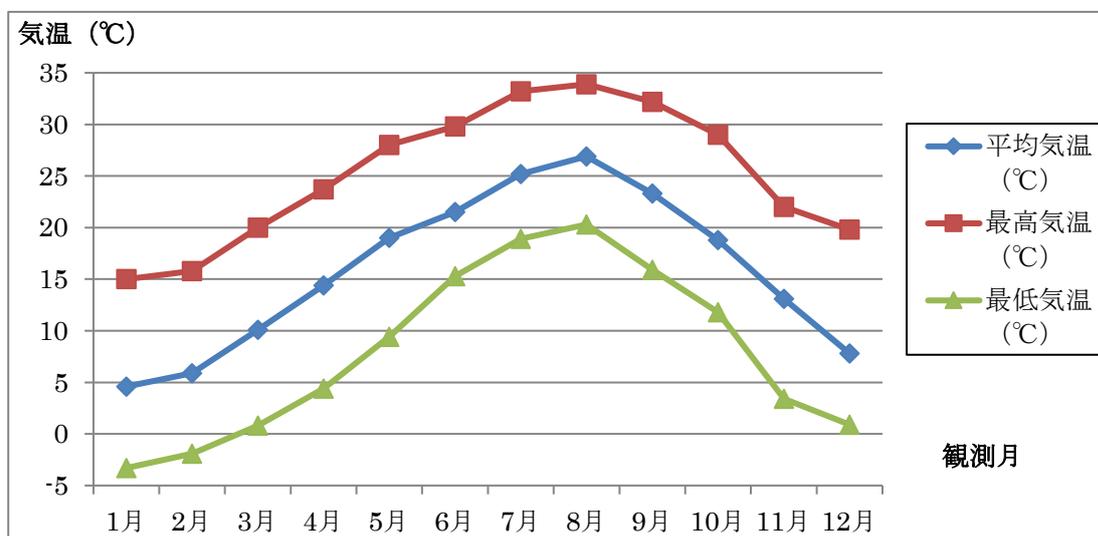
また、季節変化としては冬季と夏季で20度程度の温度差がある。

【平均気温と最高・最低気温（平成22年から令和元年まで）】

年	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
平成22年	15.6	35.7	-4.0
平成23年	15.3	36.0	-6.2
平成24年	15.0	35.9	-5.4
平成25年	15.6	36.9	-5.2
平成26年	15.3	36.1	-4.9
平成27年	15.8	36.2	-3.9
平成28年	16.0	37.9	-3.4
平成29年	15.3	37.1	-5.1
平成30年	16.3	35.8	-5.1
令和元年	15.9	35.4	-3.9

(銚子地方気象台横芝光観測所)

【気温の月別推移（昭和56年から令和元年までの平年値）】



(銚子地方気象台横芝光観測所)

イ 降水量、日照時間及び風向風速

年間合計降水量は、1,400mm～1,800mm程度であるが、月別にその推移を見てみると、梅雨時期である6月と台風シーズンとなる9、10月に多くなる。

また、日照時間については、年間合計2,000時間程度であるが、月別にその推移を見てみると、5月に多くなる。

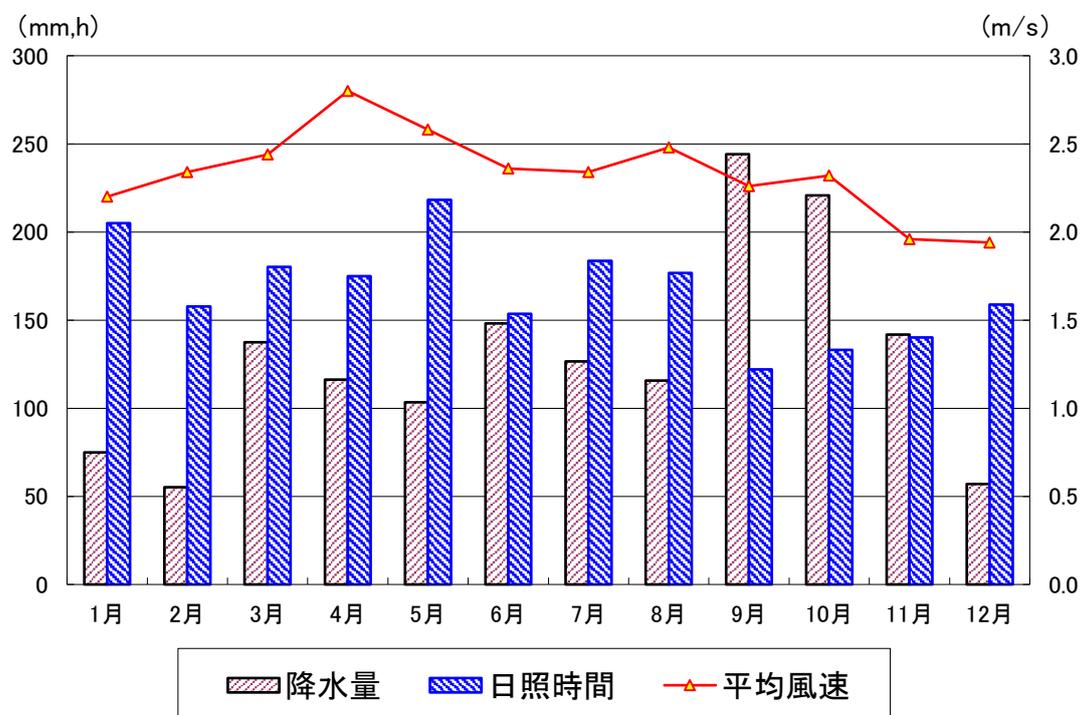
なお、風向風速については、秋の終わりから春にかけて北西の季節風が吹くことが多く、年平均風速は2～3m/sec程度である。

【年別降水量の推移（平成24年から令和元年まで）】

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
降水量 (mm)	1,596.5	1,445.5	1,513.0	1,390.5	1,628.5	1,489.0	1,377.0	1,821.5

(銚子地方気象台横芝光観測所)

【降水量、日照時間及び平均風速の月別推移（平成27年から令和元年までの平均値）】



(銚子地方気象台横芝光観測所)

### (3) 人口・世帯

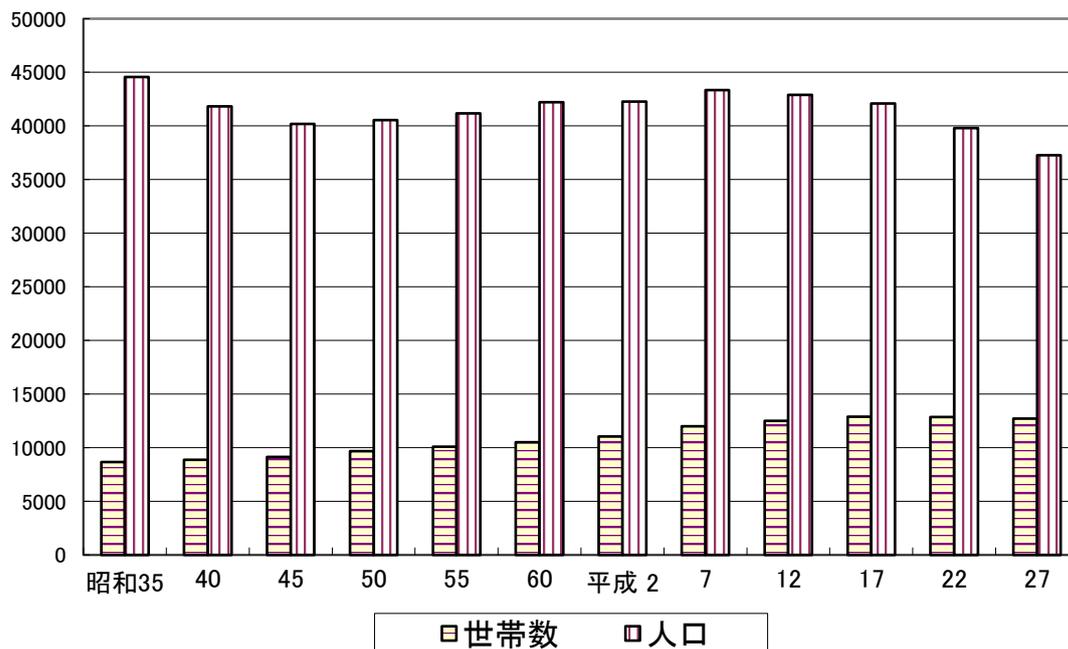
#### ア 人口・世帯数の推移

本市の平成27年10月1日現在の人口（国勢調査）は37,261人で、平成7年までは微増傾向で推移してきたが、平成7年以降減少傾向に転じ、特に平成22年から27年にかけては2,553人とこれまでで最も多く減少している。

また、平成27年10月1日現在の世帯数（国勢調査）は12,712世帯で減少傾向にある。1世帯当たりの人員も減少傾向にあり、昭和60年の4.02人から平成27年には2.93人に減少している。

なお、地区別の人口構成は匝瑳市の85%の人口が低地又は、自然堤防等の砂堆さたい（微高地）で生活しており、津波や水害等の災害リスクが高い地域に居住している市民が多い。

【国勢調査における人口、世帯数の推移（昭和35年から平成27年まで）】



(国勢調査)

## イ 年齢構成の推移

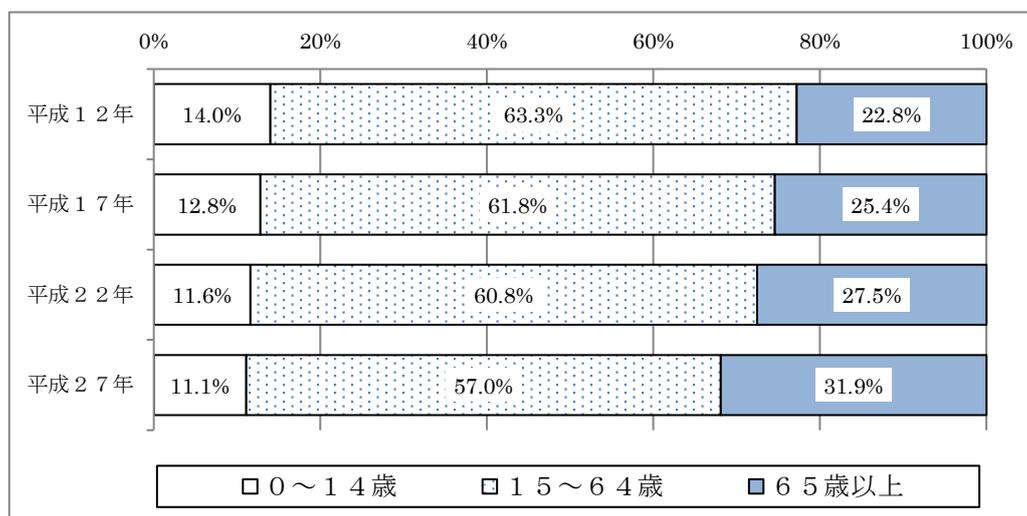
本市の平成27年現在の年齢構成をみると、年少人口（0～14歳）11.1%、生産年齢人口（15～64歳）57.0%、老年人口（65歳以上）31.9%となっており、平成12年から一貫して少子高齢化が進んでいる。

特に、本市の高齢化率は、県平均を上回る水準で年々上昇しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

阪神・淡路大震災では、高齢者の死者の割合が全体の半数近くを占めたほか、東日本大震災でも60歳以上の死者数が全体の56%程度と、高齢者をはじめ障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者といわれる人々は、健常者に比べて災害時に死傷等の身体的被害にあう確率が極めて高くなる。

【年齢3区分別人口の推移（単位：人）】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	5,980	5,357	4,632	4,114
15～64歳	27,101	25,851	24,177	21,180
65歳以上	9,753	10,618	10,952	11,873
合計	42,914	42,086	39,814	37,261



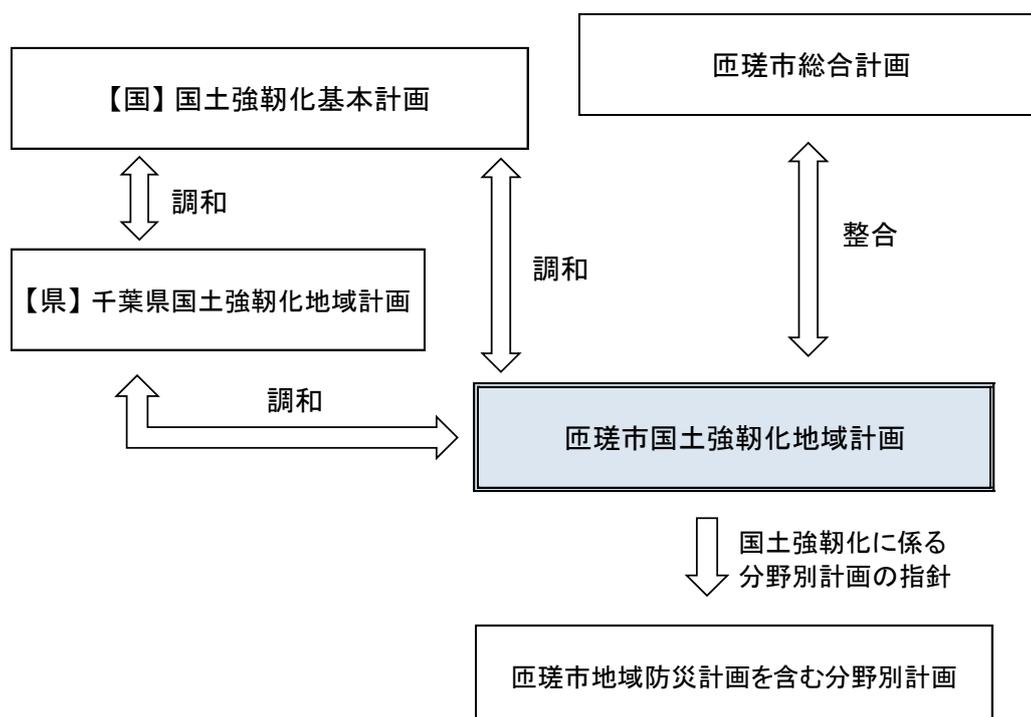
※総人口には年齢不詳人口が含まれている。

(国勢調査)

### 3 計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条の規定により、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものである。

また、計画の趣旨等を踏まえ、本市における行政運営の最上位計画である「匝瑳市総合計画」との整合を図るとともに、「匝瑳市地域防災計画」を含む国土強靱化に係る分野別計画の指針として位置付けるものとする。



### 4 計画の構成

地域計画の構成は、次のとおりである。

第1章 総論

第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価

第3章 強靱化の推進方針

第4章 計画の推進

## 5 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害等の個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。加えて、国土強靱化地域計画では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、推進方針の重点化を行う。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象とする災害局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	人命保護や被害の最小化等を図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧・復興等の具体的対策
推進方針の重点化	行う	-
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法

## 6 計画策定の基本的な進め方

地域計画策定に係る国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、次の手順により地域計画を策定する。

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化



STEP2 リスクシナリオの設定



STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討



STEP4 リスクシナリオに対する推進方針の検討



STEP5 推進方針の重点化

## 7 計画の見直し

地域計画は、国土強靱化基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画との調和に留意しつつ、地域の実情や災害の切迫性、社会状況の変化に応じて、適宜、見直しを行う。

また、国土強靱化に係る分野別計画の指針となるべきものであることから、地域防災計画等の国土強靱化に関連する計画が見直しとなる際には、地域計画を基本とし、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 8 基本目標

地域計画の策定にあたっては、国の国土強靱化基本計画を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

## 9 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) 人命の保護を最大限図る
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- (5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価

### 1 想定するリスク

本市において脅威となり得る自然災害を次のとおり想定する。

- (1) 地震（巨大地震）
- (2) 津波
- (3) 暴風・高潮・豪雨等の風水害
- (4) 土砂災害
- (5) 液状化
- (6) 濁水
- (7) 竜巻

### 2 リスクシナリオの設定

地域計画においては、地域特性や想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、35の「リスクシナリオ」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護を最大限図る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート の途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能 を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及 び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低 下
4	必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスを 確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送及び防災行政無線の中断等により 災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動（サプライ チェーンを含む）を機 能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による企業の 生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーン（供給連鎖）の維持 に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商 取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への 甚大な影響
6	ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネッ トワーク等の被害を最 小限に留めるととも に、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石 油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地等での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 3 脆弱性評価

リスクシナリオごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。評価の結果は、別記1のとおりである。

## 第3章 強靱化の推進方針

### 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する推進方針

前章の脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するために、今後、何をすべきか必要となる施策・取組を検討し、リスクシナリオごとに推進方針として取りまとめた。

なお、主な施策・取組は、別記2「推進方針に係る主な施策・取組」のとおりとし、市域の国土強靱化を着実に推進するため、記載の事業等については、毎年度、それぞれの進捗状況や関係各課等における事業の具体化の状況等を踏まえ、検証を行い、見直すものとする。

#### (1) 人命の保護を最大限図る

##### 1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

###### ① 地震対策の推進

地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく市民に伝える。

###### ② 宅地の耐震化の推進

宅地の耐震化の推進については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の有無を調査し、その結果をホームページで公表する等、市民への情報提供を図る。

###### ③ 住宅の耐震化の推進

住宅の耐震化を啓発するために耐震相談会を開催するとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や補助金制度について、継続的に周知することで耐震化の推進を図る。

また、危険なブロック塀等の倒壊を防止するため、広報誌やホームページ等を活用し知識の普及啓発を実施し、ブロック塀等の安全確保を推進する。

###### ④ 密集市街地の解消

火災発生時に延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善を図るため、狭あい道路の解消等、安全な避難路となる都市基盤の整備を推進する。

⑤ 緊急時の避難路等の整備

避難・救助活動等に不可欠な避難路等の整備のため、都市計画道路や幹線市道の整備を進める。

⑥ 地域防災力の向上

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

⑦ 火災予防対策等の推進

震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。

## 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 文化財に係る各種防災対策の支援

文化財所有者等に対し、耐震診断等を奨励し、的確な防災対策が進むよう、普及・啓発活動を通じて、文化財の滅失・棄損等を防止する。

② 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修の必要性について、継続的に周知、啓発を行う。

③ 医療施設の耐震化

各種補助制度を有効に活用する等、医療施設の耐震化を促進する。

④ 被災宅地危険度判定の充実

大規模地震や豪雨等による災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を迅速かつ円滑に実施できるよう、派遣応援体制の整備を図る。

⑤ 被災建築物応急危険度判定の充実

大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が迅速かつ円滑に実施されるよう、判定士の確保や資機材等の整備を進めるとともに関係団体の協力を得ながら、体制の充実に努める。

⑥ LPガスの放出防止

地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

### 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### ① 津波対策の推進

市民が津波から安全に避難できるよう、ハザードマップや匝瑳市津波避難計画を必要に応じて修正し、市民への周知を図る。

#### ② 津波避難体制の強化

速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等の設置や畜光式の看板の設置を推進する。

#### ③ Lアラート等による災害情報の伝達

防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール等を通じ、市民が必要な情報を容易に入手できる環境を構築する。

### 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### ① 水害に強い地域づくり

水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修等の整備を進める。

#### ② 雨量・河川水位の情報伝達

頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨量・河川水位の的確な情報提供を行う。

#### ③ 集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備

田園地帯の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を推進する。

### 1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### ① 激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進する。

また、千葉県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を踏まえた、土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、警戒避難体制の充実を図る。

#### ② 土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等

土砂災害防止法が改正され、今後、急速な土砂災害警戒区域指定の進捗が見込まれるため、警戒避難体制の整備を推進する。

### 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

#### ① Lアラート等による災害情報の伝達【再掲】

防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール等を通じ、市民が必要な情報を容易に入手できる環境を構築する。

#### ② 組織体制の強化・危機対応能力の向上

情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、市職員の危機対応能力の向上を図る。

#### ③ 災害時避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の整備と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層推進し、避難支援体制の充実を図る。

#### ④ 福祉避難所の指定の推進

福祉避難所の指定を一層推進するとともに、避難行動要支援者のための施設整備や備品の備蓄等、避難環境の整備を図る。

#### ⑤ 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

市内の観光・宿泊施設へ、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び津波警報及び気象特別警報を外国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図る。

#### ⑥ 大規模災害時に備えた自助・共助の取組の強化

災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ① 燃料の仮貯蔵等

震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と

同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。

② 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

災害による上水道施設への被害を最小限に抑えるための施設の更新及び維持管理を促進するとともに、上水道施設の耐震化を促進するため、国の助成制度等の有効活用について、施設管理者と情報共有を図る。

また、災害時に迅速かつ効率的な応急給水が実施できるよう、自主防災組織等と連携し、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を構築する。

③ 支援物資の調達・供給体制の構築

民間物流施設の活用、協定の締結、業務継続計画（BCP）の策定、物資の応援受入計画の策定等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

④ 道路施設の老朽化対策

道路施設の老朽化対策について、計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

⑤ 道路の法面对策

道路の防災、震災対策として市道に係る法面の補修及び更新に努め、適切な維持管理を行う等、対策を着実に推進する。

⑥ 道路橋梁の耐震化

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管理する橋梁の耐震化を着実に推進する。

⑦ 道路啓開計画の策定

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送等に必要不可欠な道路啓開に係る行動計画の策定に努める。

⑧ 自家発電設備の整備

災害時に備えて、避難所や防災拠点施設等における自家発電設備の整備の推進を図る。

⑨ 社会福祉施設の孤立対策

社会福祉施設に対する被災時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図る。

## 2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ① 常備消防車両の整備等

消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進し、消防活動体制の強化を図る。

### ② 消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実強化を図るとともに、災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実強化を推進する。

### ③ 受援体制の整備

自衛隊・警察・消防等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するため応援受入計画を活用し、訓練等を踏まえ体制を強化していく。

### ④ 道路啓開計画の策定【再掲】

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送等に必要不可欠な道路啓開に係る行動計画の策定に努める。

### ⑤ 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

## 2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ① 道路啓開計画の策定【再掲】

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送等に必要不可欠な道路啓開に係る行動計画の策定に努める。

### ② 受援体制の整備

医療救護支援の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するため、応援受入計画を活用し、訓練等を踏まえた体制の強化を図る。

### ③ 業務継続計画（BCP）の策定及び防災訓練の実施

病院が災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの策定や防災訓練の実施等を推進する。

### ④ 医師会等との連携強化

広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者

が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との連携を通じて、医療救護体制の強化を図る。

#### 2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

##### ① 予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

平常時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築する。

##### ② 避難所における衛生管理

平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理等を推進する。

##### ③ 広域火葬体制の構築

大規模災害により、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣地域の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する。

#### (3) 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### ① 信号機の停電対策

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を促進する。

##### ② 治安確保体制の整備

住家が被災し避難所で生活をしている間、居住者が減少した地域の治安を確保できるよう、平常時から、警察等と連携し防犯活動等の体制を整備する。

#### 3-2) 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### ① 業務継続計画（BCP）の見直し

大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに行政機能を維持する必要があることから、BCPについて、更に実効性を高めるため、必要に応じて見直しを図る。

## ② 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

## ③ 防災を担う人材の育成

大規模災害時の救援・救助等、地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「防災士」の養成・活動支援を行う。

## ④ 総合防災訓練の実施

総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練等、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する。

## ⑤ 公共施設の耐震化

公共施設は災害時に防災拠点となる等、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「匠瑤市公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策等計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。

## ⑥ 自立・分散型エネルギーの整備

防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。

## ⑦ 避難所等の電源確保

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電源の確保を図る。

## ⑧ インフラの防災対策

行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

## ⑨ 基幹系業務システム等の耐災害性等の確保等

災害時に庁舎が被災した時においても、行政情報消失のリスク回避のため、堅牢なデータセンターの活用及びクラウド化を推進することで、耐災害性を確保する。また、重要業務を可能な限り中断させず、基幹系業務システム等を早急に復

旧させるための「ICT部門の業務継続計画（BCP）」を策定する。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

#### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 防災情報の収集機能強化

民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、適切な運用を図る。

② 電源途絶に対する予備電源の確保

非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を推進する等、電源途絶に対する予備電源の確保を図る。

③ 防災関係機関の情報通信手段の多様化等

防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める。

#### 4-2) テレビ・ラジオ放送及び防災行政無線の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 災害情報の伝達手段の多様化

防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。

② メディアに対する情報提供

災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を構築する。

(5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

#### 5-1) サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による企業の生産力低下

① 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定促進

災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、民間企業におけるBCPの策定を推進する。

② 中小企業に対する資金調達支援

金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。

③ インフラの防災対策

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下を避けるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

④ 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する。

**5-2) 社会経済活動、サプライチェーン（供給連鎖）の維持に必要なエネルギー供給の停止**

① 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、民間企業におけるBCPの策定を促進する。

② 燃料供給ルートの確保

燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震・津波・水害・土砂災害対策等を着実に進める。

**5-3) 産業施設の損壊、火災、爆発等**

① 有害物質等の流出防止対策

火災、煙、有害物質等の流出により産業施設周辺の生活、経済活動（サプライチェーンを含む）等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設に係る耐震化等の対策を促進する。

**5-4) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止**

① 代替性確保のための道路ネットワークの強化

災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、銚子連絡道路や国道・県道の整備を促進する。

② 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進【再掲】

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する。

**5-5) 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響**

- ① 金融機関の建物等の耐災害性の向上、業務継続計画（BCP）策定等の促進  
市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、状況の把握に努める。

#### 5-6) 食料等の安定供給の停滞

- ① 農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策  
県内でも有数の農産物の産地である本市は、平常時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければならないため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。
- ② 農道等の保全対策の推進  
災害時に複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する。

#### 5-7) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- ① 水資源の有効利用等の取組の推進  
水源を利根川水系に依存していることから、安定した水資源の確保に加え、水資源に係る有効利用を促進する。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

#### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 災害時において事業所内に電力を供給するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援  
災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

## ② ライフライン事業者等との連携強化

大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、国や県、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等について定期的な実施を図る。

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### ① 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【再掲】

災害による上水道施設への被害を最小限に抑えるための施設の更新及び維持管理を促進するとともに、上水道施設の耐震化を促進するため、国の助成制度等の有効活用について、施設管理者と情報共有を図る。

また、災害時に迅速かつ効率的な応急給水が実施できるよう、自主防災組織等と連携し、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を構築する。

#### ② 水資源の有効利用等の取組の推進【再掲】

水源を利根川水系に依存していることから、安定した水資源の確保に加え、水資源に係る有効利用の取組を進める。

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ① 汚水処理施設の耐震対策

大規模地震等による汚水処理施設の被害を最小限にするため、施設の耐震化等を促進する。

#### ② 浄化槽台帳システムの整備の促進等による浄化槽の災害対応力の強化

浄化槽台帳システムについて、災害が発生した場合における被災浄化槽の情報を迅速に収集できるよう、適正な運用を図る。

#### ③ 浄化槽の整備促進

老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進する。

### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### ① 代替性確保のための道路ネットワークの強化【再掲】

災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、銚子連絡道路や国道・県道の整備を促進する。

#### ② 避難路を含む市道の整備と適切な維持管理

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、避難路を含む市道の整備を推進する。

また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理に取り組む。

③ 道路橋梁の耐震化【再掲】

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管理する橋梁の耐震化を着実に推進する。

④ 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進【再掲】

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する。

⑤ 農道の迂回路等としての活用・保全

迂回路として活用できる農道について、被災により集落を孤立させる可能性のある農道の保全を優先的に進める。

⑥ 緊急輸送のための交通の確保

首都直下地震等が発生した際、早期に交通規制等を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする必要があることから、交通規制計画等の策定について促進を図る。

⑦ 輸送手段の確保

災害時において臨時バスやタクシー等の代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。

### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

① 防災・減災の担い手確保

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するため、広域的な応援体制や地域建設業等の防災・減災に係る担い手確保等を推進する。

② 関係機関との情報共有

総合防災情報システム、統合災害情報システム等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。

### (7) 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1) 市街地等での大規模火災の発生

① 延焼防止等に資する緑化の促進

大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑化の促進や都市公園施設の長寿命化を推進し、防災活動拠点や避難地等への活用を図る。

また、災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる公園の適正な維持管理を図る。

② 都市防災機能を有する街路の整備推進

災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進する。

③ 救助活動能力の強化

大規模地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防団、自主防災組織の充実強化等について、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

④ 火災予防対策等の推進【再掲】

震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。

⑤ 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

⑥ LPガスの放出防止【再掲】

地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

## 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進【再掲】

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する。

② 関係機関の耐災害性の向上

被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。

### 7-3) 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### ① 土砂災害防止対策等の推進

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進する。

### 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

#### ① 有害・危険物質対応資機材の整備

河川・海岸区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。

#### ② 情報発信体制の整備

災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。

### 7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### ① 農地等の適切な保全管理

農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動の継続的な実施への支援を行う。

#### ② 森林の国土保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等

森林の有する多面的機能を発揮させるため、計画的で適切な森林整備を進める。

#### ③ 森林整備・保全活動の推進

野生鳥獣対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、機能の維持を図る。

#### ④ 荒廃地等における治山施設の整備

千葉県が公表する山地災害危険地区等の危険度や緊急性を考慮し、効率的、効果的に治山施設の整備を進める。

### (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備

国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を踏まえ、災害廃棄物の処理が停滞することのないよう、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する。

② 災害廃棄物処理の支援体制の構築

大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。

**8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

① 関係機関との災害対応訓練の実施

災害時において被災状況の把握や応急措置等を迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。

② 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

発災時に各種団体との応急業務協定が有効に機能するよう、あらゆる災害を想定した防災訓練等を実施することにより、災害応急業務協定による対応強化を図る。

③ 防災を担う人材の育成【再掲】

大規模災害時の救援・救助等、地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「防災士」の養成・活動支援を行う。

④ 建物被害認定体制の充実

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、罹災証明書の交付に係る建物被害認定を行う職員を養成するとともに、他自治体や民間団体等との連携を推進し、当該認定体制の充実を図る。

**8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

① 被災者生活再建支援制度の活用

被災者生活再建支援制度の活用を図り、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の整備を図る。

② 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進

災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について、協力体制の整備を推進する。

③ 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

④ 行政機関等の機能低下の回避

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、防災上重要な公共施設の耐震化を「匠瑳市公共施設等総合管理計画」等に基づき、計画的に進める。

⑤ 地籍調査の推進

迅速な復旧・復興には、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査の推進に努める。

**8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

① 文化財の耐震化等

文化財の耐震化及び防災設備の整備を推進するとともに、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性の確保に努める。

② 地域における共同活動の推進

地域におけるコミュニティの活力を保っていく必要があるため、平常時から地域での共同活動等を推進する。

③ 文化財の喪失に対する備え

文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物や収蔵物の被害を最小限にとどめるような取組を推進する。

また、展示物や収蔵物のほか、有形・無形の文化を映像等に記録する等、アーカイブに取り組む。

④ 生活文化・民俗文化の喪失を回避

地方創生に係る取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

## 第4章 計画の推進

### 1 推進方針の重点化

限られた資源で効率的・効果的に市域の国土強靱化を進めるには、推進方針の重点化を図り、優先順位の高い施策から取り組んでいく必要がある。

地域計画では、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）単位で推進方針の重点化を図ることとする。

### 2 重点化の視点

本市が直面する自然災害リスクの大きさや緊急度等、以下の3つの視点により総合的に勘案し、重点化すべきリスクシナリオを選定する。

#### 【選定に係る3つの視点】

- ① 市民の生命等に関わるもの等、緊急性が高い事業
- ② 基本目標及び事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

### 3 重点化すべきリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		重点化すべきリスクシナリオ	
1	人命の保護を最大限 図る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標		重点化すべきリスクシナリオ	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 4 地域計画の推進

選定した16のリスクシナリオに係る強靱化の推進方針については、その重要性に鑑み、主な施策・取組の進捗状況や関係各課等における事業の具体化の状況等を踏まえた上で、より一層の推進に努めるものとし、災害に強いまちをつくるため、地域計画による市域の国土強靱化を着実に進めていくものとする。

(別記)

## 別記1 脆弱性評価の結果

### (1) 人命の保護を最大限図る

#### 1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### ① 地震対策の推進

地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく市民に伝える必要がある。

##### ② 宅地の耐震化の推進

大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の有無を調査し、その結果を公表し、住宅造成地に伴う災害に対する市民の理解を深める必要がある。

##### ③ 住宅の耐震化の推進

耐震性の不足した住宅や危険なブロック塀等の倒壊により、直接的な死傷者の発生に加え、倒壊した住宅等が避難行動や救助活動の障害となる恐れがあることから、住宅の耐震化に関する意識啓発を図るとともに住宅の耐震化を推進する必要がある。

##### ④ 密集市街地の解消

大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の、火災予防・被害低減のための改善整備について取り組む必要がある。

##### ⑤ 緊急時の避難路等の整備

狭あい道路が多くある市街地等は住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるために道路等を面的に整備する必要がある。

##### ⑥ 地域防災力の向上

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

##### ⑦ 火災予防対策等の推進

震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する必要がある。

## 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### ① 文化財に係る各種防災対策の支援

文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、文化財所有者等に対して、大規模自然災害への予防措置等の指導・助言を行う必要がある。

### ② 建築物の耐震化の促進

耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物は、応急活動拠点として活用されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。

### ③ 医療施設の耐震化

市民病院の耐震化を促進する必要がある。

### ④ 被災宅地危険度判定の充実

大規模地震や豪雨等による災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、被災宅地危険度判定士に係る派遣応援体制の整備が必要である。

### ⑤ 被災建築物応急危険度判定の充実

大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、判定士の確保や資機材等の整備を進めるとともに体制の充実を図る必要がある。

### ⑥ LPガスの放出防止

地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

## 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

### ① 津波対策の推進

市民が津波から安全に避難できるよう、津波避難計画やハザードマップに基づき、津波避難による津波対策の強化を推進する必要がある。

### ② 津波避難体制の強化

速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等の設置や、夜間でも識別が可能となる蓄光式の看板の設置を推進する必要がある。

③ Lアラート等による災害情報の伝達

防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール等を通じ、市民が必要な情報を容易に入手できる環境を構築する必要がある。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 水害に強い地域づくり

水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤等による河道改修等の整備を進める必要がある。

② 雨量・河川水位の情報伝達

頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨量・河川水位の的確な情報提供を行う必要がある。

③ 集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備

田園地帯の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策

急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

② 土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等

土砂災害防止法が改正され、今後、急速な区域指定の進捗が見込まれるため、警戒避難体制の整備を進める必要がある。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

① Lアラート等による災害情報の伝達【再掲】

防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール等を通じ、市民が必要な情報を容易に入手できる環境を構築する必要がある。

② 組織体制の強化・危機対応能力の向上

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な

主体として市組織の危機対応能力の向上を図る必要がある。

③ 災害時避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の整備と地域との共有及び避難行動要支援者避難支援計画を推進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。

④ 福祉避難所の指定の推進

福祉避難所の指定を推進するとともに、要配慮者が避難生活を送るために必要となる備品や設備等の配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

⑤ 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。

⑥ 大規模災害時に備えた自助・共助の取組の強化

災害時の被害の最小化を図るためには地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進と自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

**2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

① 燃料の仮貯蔵等

地震発生時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

② 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

災害による水道施設への被害を最小限に抑えるための施設整備を促進するとともに、施設の老朽化対策と合わせ耐震化を促進する必要がある。

また、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要

がある。

③ 支援物資の調達・供給体制の構築

民間物流施設の活用、協定の締結等により、国や県、市町村、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。

④ 道路施設の老朽化対策

災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、道路施設の老朽化対策について、計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。

⑤ 道路の法面对策

道路の防災、震災対策として市道の法面に係る適切な維持管理を行う等、対策を着実に推進する必要がある。

⑥ 道路橋梁の耐震化

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管理する橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。

⑦ 道路啓開計画の策定

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送等に必要不可欠な道路啓開について、行動計画を策定する必要がある。

⑧ 自家発電設備の整備

災害時に備えて、避難所や防災拠点施設等における自家発電設備の整備の推進を図る必要がある。

⑨ 社会福祉施設の孤立対策

社会福祉施設は被災時に孤立した場合に備え、適切な支援体制の構築が必要である。

**2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

① 常備消防車両の整備等

消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

② 消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化

消防団員の確保促進や自主防災組織の充実強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実強化を推進する必

要がある。

③ 受援体制の整備

自衛隊・警察・消防等の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するため応援受入計画を活用し、訓練等を踏まえ体制を強化していく必要がある。

④ 道路啓開計画の策定【再掲】

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送等に必要不可欠な道路啓開について、行動計画を策定する必要がある。

⑤ 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

**2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

① 道路啓開計画の策定【再掲】

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送等に必要不可欠な道路啓開について、行動計画を策定する必要がある。

② 受援体制の整備

医療救護支援の救援部隊を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援するため応援受入計画を活用し、訓練等を踏まえ体制を強化していく必要がある。

③ 業務継続計画（BCP）の策定及び防災訓練の実施

病院は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの策定や防災訓練の実施等を行っていく必要がある。

④ 医師会等との連携強化

広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会等との災害時協定等、連携の強化を推進する必要がある。

**2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

① 予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築しておく必要がある。

② 避難所における衛生管理

平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理等を推進する必要がある。

③ 広域火葬体制の構築

大規模災害により、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣地域の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

**3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

① 信号機の停電対策

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策の整備を促進する必要がある。

② 治安確保体制の整備

住家が被災し避難をしている間、居住者が減少した地域の治安を確保するために、防犯活動等を強化する必要がある。

**3-2) 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下**

① 業務継続計画（BCP）の見直し

大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに行政機能を維持する必要があることから、BCPについて、更に実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り充実強化を図る必要がある。

② 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共

助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

③ 防災を担う人材の育成

大規模災害時の救援・救助等、地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「防災士」の養成・活動支援を行う必要がある。

④ 総合防災訓練の実施

総合防災訓練・図上訓練（災害対策本部設置）の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練等、応急対処能力の向上等を図るため、引き続き訓練を実施する必要がある。

⑤ 公共施設の耐震化

公共施設は災害時に防災拠点となる等、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「匝瑳市公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策等計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。

⑥ 自立・分散型エネルギーの整備

防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める必要がある。

⑦ 避難所等の電源確保

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電源を確保する必要がある。

⑧ インフラの防災対策

行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

⑨ 基幹系業務システム等の耐災害性の確保等

基幹系業務システムの耐災害性を確保する必要がある。また、重要業務を可能な限り中断させず、基幹系業務システム等を早急に復旧させるための「ICT部門の業務継続計画（BCP）」を策定する必要がある。

（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

#### 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

##### ① 防災情報の収集機能強化

民間通信事業者の回線が停止した場合にも、県や防災関係機関との通信ができるよう自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、維持管理をしていく必要がある。

##### ② 電源途絶に対する予備電源の確保

無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要がある。

##### ③ 防災関係機関の情報通信手段の多様化等

防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。

#### 4-2) テレビ・ラジオ放送及び防災行政無線の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

##### ① 災害情報の伝達手段の多様化

防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る必要がある。

##### ② メディアに対する情報提供

災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。

#### (5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

#### 5-1) サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による企業の生産力低下

##### ① 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定促進

災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、相談、専門家派遣等の支援により民間企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地等における企業間連携による効率的なBCPの策定・運用も含め促していく必要がある。

##### ② 中小企業に対する資金調達支援

金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。

ある。

③ インフラの防災対策

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下を避けるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

④ 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

**5-2) 社会経済活動、サプライチェーン（供給連鎖）の維持に必要なエネルギー供給の停止**

① 民間企業における業務継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

災害発生時に中小企業の活動が停止した場合、事業の中断等による経済的損失が生じることから、相談、専門家派遣等の支援により民間企業のBCP策定を促進する必要がある。例えば、企業が集積している工業団地等における企業間連携による効率的なBCPの策定・運用も含め促していく必要がある。

② 燃料供給ルート確保

燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震・津波・水害・土砂災害対策等を着実に進める必要がある。

**5-3) 産業施設の損壊、火災、爆発等**

① 有害物質等の流出防止対策

火災、煙、有害物質等の流出により産業施設周辺の生活、経済活動（サプライチェーンを含む）等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化等の対策を促進する必要がある。

**5-4) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止**

① 代替性確保のための道路ネットワークの強化

災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、銚子連絡道路や国道・県道の整備を促進する必要がある。

② 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進【再掲】

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

#### 5-5) 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

- ① 金融機関の建物等の耐災害性の向上、業務継続計画（BCP）策定等の促進  
市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、状況の把握に努める必要がある。

#### 5-6) 食料等の安定供給の停滞

- ① 農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策  
県内でも有数の農産物の産地である本市は、平常時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければならないため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要がある。
- ② 農道等の保全対策の推進  
災害時に複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送路を補完する農道の整備や適正な維持補修を推進する必要がある。

#### 5-7) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- ① 水資源の有効利用等の取組の推進  
水源を利根川水系に依存していることから、安定した水資源の確保に加え、雨水や再生水等の有効利用を促進する必要がある。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

#### 6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ① 災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備

の導入支援

災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

② ライフライン事業者等との連携強化

大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、国や県、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施する必要がある。

### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【再掲】

災害による水道施設への被害を最小限に抑えるための施設整備を促進するとともに、施設の老朽化対策と合わせ耐震化を促進する必要がある。

また、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。

② 水資源の有効利用等の取組の推進【再掲】

水源を利根川水系に依存していることから、安定した水資源の確保に加え、雨水や再生水等の有効利用を促進する必要がある。

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 汚水処理施設の耐震対策

大規模地震等による汚水処理施設の被害を最小限にするため、耐震化等を着実に促進する必要がある。

② 浄化槽台帳システムの整備の促進等による浄化槽の災害対応力の強化

浄化槽台帳システムは、浄化槽の設置場所、浄化槽管理者の住所・氏名、維持管理情報、法定検査情報、浄化槽メーカー、処理対象人員等を記録するものであり、災害が発生した場合における被災浄化槽の迅速な情報収集のためにも、その適正な運用が必要である。

③ 浄化槽の整備促進

老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い新しい合併処理浄化槽への転換を

促進する必要がある。

#### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

##### ① 代替性確保のための道路ネットワークの強化【再掲】

災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、銚子連絡道路や国道・県道の整備を促進する必要がある。

##### ② 避難路を含む市道の整備と適切な維持管理

災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、避難路を含む市道の整備を推進する必要がある。

また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理を行う必要がある。

##### ③ 道路橋梁の耐震化【再掲】

大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管理する橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。

##### ④ 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進【再掲】

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### ⑤ 農道の迂回路等としての活用・保全及び情報共有等の促進

迂回路として活用できる農道について、被災により集落を孤立させる可能性のある農道の保全を優先的に進めるとともに、幅員、通行可能荷重等の情報共有を図る必要がある。

##### ⑥ 緊急輸送のための交通の確保

首都直下地震等が発生した際、必要な対応を行うため、道路損壊等による通行の支障の有無を確認し、交通規制等を早期に実施する必要があることから、交通規制計画等の策定を促進する必要がある。

##### ⑦ 輸送手段の確保

災害時において臨時バスやタクシー等の代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める必要がある。

#### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

##### ① 防災・減災の担い手確保

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等を進める必要がある。

② 関係機関との情報共有

総合防災情報システム、統合災害情報システム等により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地等での大規模火災の発生

① 延焼防止等に資する緑化の促進

大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑化の促進や都市公園施設の充実を図る必要がある。また、災害発生時の避難・火災の延焼遮断空間となる公園の整備改善について取り組む必要がある。

② 都市防災機能を有する街路の整備推進

災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進する必要がある。

③ 救助活動能力の強化

大規模地震災害等過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

④ 火災予防対策等の推進【再掲】

震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する必要がある。

⑤ 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

⑥ LPガスの放出防止【再掲】

地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 緊急輸送道路の沿道建築物に係る耐震化の促進【再掲】

緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

② 関係機関の耐災害性の向上

被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る必要がある。

7-3) 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① 土砂災害防止対策等の推進

急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

① 有害・危険物質対応資機材の整備

河川・海岸区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要がある。

② 情報処理・発信体制の整備

災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必要がある。

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 農地等の適切な保全管理

農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動の継続的な実施への支援を行う必要がある。

② 森林の国土保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等

間伐等の森林整備が適切かつ十分に行われないことにより、森林の有する雨水等による土壌の侵食・流出を防ぐ山地災害防止機能及び洪水緩和機能や、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能が著しく低下するため、適切に森林整備を進める必要がある。

③ 森林整備・保全活動の推進

人口の減少や高齢化の進行、有害鳥獣の増加等により、森林の保全・管理を適切に行う事が困難になりつつある。それにより、森林荒廃等、森林の有する保全機能（土砂崩壊防備、水源のかん養等）が損なわれるおそれがあるため、里山整備等の対策を講じる必要がある。

④ 荒廃地等における治山施設の整備

集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害発生リスクの高まりが懸念されるなか、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがあることから、効果的な治山施設の整備を進める必要がある。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

**8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

① 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備

国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する必要がある。

② 災害廃棄物処理の支援体制の構築

大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。

**8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

① 関係機関との災害対応訓練の実施

災害時において被災状況の把握や応急措置等を迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。

② 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

建設産業の担い手の高齢化、若年層の離職率の高さ等により、地域を守るべき建設業者が不足し、災害発生時等の対応力が低下する可能性がある。また、災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との応急業務協定を締結

しているが、災害時に有効に機能するよう、平常時から防災訓練や道路啓開訓練等を通じて実効性を高める必要がある。さらに、応急復旧の迅速化を図るため、情報化施工等、有用な技術の普及を図る必要がある。

③ 防災を担う人材の育成【再掲】

大規模災害時の救援・救助等、地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「防災士」の養成・活動支援を行う必要がある。

④ 建物被害認定体制の充実

大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、罹災証明書の交付に係る建物被害認定を行う職員を養成する必要がある。

**8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

① 被災者生活再建支援制度の活用

被災者生活再建支援制度の活用を図り、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。

② 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進

災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結していく必要がある。

③ 地域防災力の向上【再掲】

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発等、自助・共助を促す取組を促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

④ 行政機関等の機能低下回避

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

⑤ 地籍調査の推進

地震、津波、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査の推進を図る必要がある。

#### 8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

##### ① 文化財の耐震化等

文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

##### ② 地域における共同活動の推進

コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物等有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、平常時から地域での共同活動等を推進していく必要がある。

##### ③ 文化財の喪失に対する備え

文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

##### ④ 生活文化・民俗文化の喪失を回避

地域の活力が低下し、定住人口が減少することで、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながるため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。

## 別記2 推進方針に係る主な施策・取組

推進方針に係る主な施策・取組は、次のとおりである。

### 1 【事前に備えるべき目標1 人命の保護を最大限図る】

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- ・住宅の耐震化に向けた支援の充実（住宅耐震促進事業）【都市整備課】
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業【都市整備課】
- ・住宅リフォームの推進（住宅リフォーム補助事業）【都市整備課】
- ・空き家対策の推進（空家等対策事業）【都市整備課】
- ・都市計画道路整備事業（八日市場駅前線外1線）【都市整備課】
- ・公共施設の大規模改修及び長寿命化改修【関係各課】
- ・幹線道路等の整備（社会資本整備総合交付金）【建設課】
- ・道路台帳整備事業【建設課】
- ・道路構造物修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）【建設課】
- ・舗装修繕計画に基づく事業（防災・安全社会資本整備交付金）【建設課】
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）【建設課】
- ・市が管理する橋梁の耐震化推進（道路更新防災等対策事業費補助金）【建設課】
- ・安全・快適な生活道路の整備（道路維持事業・舗装新設改良事業）【建設課】
- ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化、大規模修繕等）【高齢者支援課】
- ・高齢者施設等の安全対策強化事業【高齢者支援課】
- ・火災警報器、電磁調理器の給付（高齢者日常生活用具給付等事業）【高齢者支援課】
- ・消防水利施設整備事業【総務課】

#### 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業【都市整備課】【再掲】

- ・小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業【高齢者支援課】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ・津波災害対策の推進【総務課】
- ・津波避難計画の見直し【総務課】
- ・防災行政無線整備事業【総務課】
- ・ハザードマップの修正及び周知【総務課】
- ・避難所における通信環境の整備（公衆無線LAN環境推進事業）  
【企画課・総務課・学校教育課】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ・排水路整備事業【都市整備課・建設課】
- ・農業用排水路改修事業【産業振興課】
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業【産業振興課】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・土砂災害に関する意識啓発【総務課】
- ・ハザードマップの修正及び周知【総務課】【再掲】
- ・急傾斜地崩壊対策の促進【建設課】

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- ・防災行政無線整備事業【総務課】【再掲】
- ・避難支援体制の構築【総務課】
- ・防災知識の普及、防災訓練の充実【総務課】
- ・自主防災組織の育成・強化【総務課】
- ・福祉避難所の確保【総務課・福祉課・高齢者支援課】

2【事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する】

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ・上水道の機能維持【環境生活課】

- ・非常用電源の確保【関係各課】
- ・都市計画道路整備事業（八日市場駅前線外1線）【都市整備課】【再掲】
- ・幹線道路等の整備（社会資本整備総合交付金）【建設課】【再掲】
- ・道路台帳整備事業【建設課】【再掲】
- ・道路構造物修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）  
【建設課】【再掲】
- ・舗装修繕計画に基づく事業（防災・安全社会資本整備交付金）【建設課】  
【再掲】
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）  
【建設課】【再掲】
- ・市が管理する橋梁の耐震化推進（道路更新防災等対策事業費補助金）  
【建設課】【再掲】
- ・安全・快適な生活道路の整備（道路維持事業・舗装新設改良事業）  
【建設課】【再掲】
- ・安全な道路環境の整備【建設課】
- ・市道に係る法面の適正な維持管理の推進【建設課】
- ・交通バリアフリー化の推進【関係各課】
- ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備  
整備事業）【高齢者支援課】
- ・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業【高齢者支援課】
- ・災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定  
【高齢者支援課】

## 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ・消防活動体制の強化【総務課】
- ・常備消防車両の整備【総務課】
- ・防災関係機関等との連携した実践的訓練等の実施【総務課】
- ・消防整備等の充実（消防施設整備事業（非常備））【総務課】
- ・消防団及び消防組合の活動支援【総務課】
- ・消防団運営事業【総務課】
- ・消防団員の確保対策【総務課】

- ・ 匠瑳消防署の建替え整備の促進【総務課・財政課】

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ・ 医療従事者の確保【市民病院】
- ・ 医療施設・設備の計画的な整備【市民病院】
- ・ 医療器械器具購入事業【市民病院】
- ・ 病診・病病連携の推進【市民病院】
- ・ 旭中央病院を拠点とした広域医療の充実【市民病院】
- ・ 救急医療体制の連携強化【健康管理課・市民病院】
- ・ 救急医療機関整備事業【健康管理課】

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ・ 衛生環境の悪化防止【健康管理課】
- ・ 感染症予防の推進【健康管理課】
- ・ 予防接種事業【健康管理課】
- ・ 避難所の適切な管理・運営【総務課・市民課】

3【事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する】

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ・ 信号機電源付加装置の整備促進【環境生活課】

3-2 市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- ・ 基幹系業務システム等のクラウド化の推進【企画課】
- ・ 防災拠点施設（庁舎、市民ふれあいセンター、避難所等）への非常用電源設備（大容量）の設置【関係各課】
- ・ 業務継続計画（BCP）の見直し【総務課】
- ・ ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定【企画課】
- ・ 公共施設の大規模改修及び長寿命化改修【関係各課】【再掲】
- ・ 危機管理体制の強化（庁舎耐震改修事業）【財政課】

- ・防災意識の高揚【総務課】
- ・自主防災組織の活動支援と連携強化（自主防災組織整備事業）【総務課】
- ・避難所の機能強化【総務課】
- ・防災知識の普及、防災訓練の充実【総務課】【再掲】
- ・公園の維持管理と長寿命化（都市公園施設改修事業・都市公園施設長寿命化計画策定事業）【都市整備課】
- ・幹線道路等の整備（社会資本整備総合交付金）【建設課】【再掲】
- ・道路構造物修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）  
【建設課】【再掲】
- ・舗装修繕計画に基づく事業（防災・安全社会資本整備交付金）【建設課】  
【再掲】
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）  
【建設課】【再掲】

#### 4【事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する】

##### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ・防災拠点施設（庁舎、市民ふれあいセンター、避難所等）への非常用電源設備（大容量）の設置【関係各課】【再掲】
- ・防災行政無線整備事業【総務課】【再掲】
- ・災害時におけるソーラー発電設備による電力供給に関する協定等の拡充  
【総務課】

##### 4-2 テレビ・ラジオ放送及び防災行政無線の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ・情報処理・発信体制の整備【総務課】
- ・住民向け防災メールの整備【総務課】

#### 5【事前に備えるべき目標5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない】

##### 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- ・銚子連絡道路の整備促進【企画課・都市整備課・建設課】

- ・主要地方道等の整備促進【建設課】
- 5-6 食料等の安定供給の停滞
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業【産業振興課】
  - ・農業用ハウス強靱化緊急対策事業【産業振興課】
  - ・農道整備事業【産業振興課】
- 6【事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる】
- 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
- ・再生可能エネルギー利用の促進（住宅用太陽光発電システム設置助成事業）【環境生活課】
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- ・良質な水の安定供給（八匠水道企業団水道事業）【環境生活課】
- 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
- ・適切な污水处理の推進（合併処理浄化槽設置促進事業）【環境生活課】
  - ・汚水・雨水処理機能の確保【環境生活課・都市整備課・建設課】
- 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
- ・都市計画道路整備事業（八日市場駅前線外1線）【都市整備課】【再掲】
  - ・幹線道路等の整備（社会資本整備総合交付金）【建設課】【再掲】
  - ・道路台帳整備事業【建設課】【再掲】
  - ・道路構造物修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）【建設課】【再掲】
  - ・舗装修繕計画に基づく事業（防災・安全社会資本整備交付金）【建設課】【再掲】
  - ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業（道路更新防災等対策事業費補助金）【建設課】【再掲】
  - ・安全・快適な生活道路の整備（道路維持事業・舗装新設改良事業）

【建設課】【再掲】

- ・ 銚子連絡道路の整備促進【企画課・都市整備課・建設課】【再掲】
- ・ 主要地方道等の整備促進【建設課】【再掲】

7【事前に備えるべき目標7 制御不能な二次災害を発生させない】

7-1 市街地等での大規模火災の発生

- ・ 都市計画道路整備事業（八日市場駅前線外1線）【都市整備課】【再掲】
- ・ 公園の維持管理と長寿命化（都市公園施設改修事業・都市公園施設長寿命化計画策定事業）【都市整備課】【再掲】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ・ 住宅の耐震化に向けた支援の充実（住宅耐震促進事業）【都市整備課】【再掲】
- ・ 住宅リフォームの推進（住宅リフォーム補助事業）【都市整備課】【再掲】
- ・ 空き家対策の推進（空家等対策事業）【都市整備課】【再掲】

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ・ 急傾斜地崩壊対策の促進【建設課】【再掲】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

- ・ 有害物質等の確実な管理及び指導【環境生活課】
- ・ 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化【関係各課】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金事業【産業振興課】
- ・ 森林環境譲与税による森林経営管理【産業振興課】
- ・ 里山づくり活動支援事業補助金【産業振興課】
- ・ 農地中間管理事業【産業振興課】
- ・ 健全な森林資源の維持増進【産業振興課】

8【事前に備えるべき目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する】

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物の処理体制の整備【環境生活課】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自主防災組織の活動支援と連携強化（自主防災組織整備事業）【総務課】  
【再掲】

8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・住民情報系システム等のクラウド化の推進【企画課】【再掲】
- ・防災拠点施設（庁舎、市民ふれあいセンター、避難所等）への非常用電源設備（大容量）の設置【関係各課】【再掲】
- ・公共施設の大規模改修及び長寿命化改修【関係各課】【再掲】
- ・自主防災組織の活動支援と連携強化（自主防災組織整備事業）【総務課】  
【再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ・文化財の保全【生涯学習課】
- ・伝統文化の継承・保存活動の活性化と後継者の育成【生涯学習課】

## 【用語解説】

### あ行

- ・ I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術のことをいい、コンピューターや携帯端末によるインターネット等の情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

- ・ Lアラート

地方公共団体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、一括配信するシステム。

### か行

- ・ 感震ブレーカー

地震の大きな揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす等して電気を遮断し、停電が復旧した時等に発生する電気火災を防止するための装置。

- ・ 緊急輸送道路

大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路。

- ・ コージェネレーション (Cogeneration)

燃料である天然ガスや石油、L Pガス等を燃焼させ、発電するとともに、その際に発生する廃熱も同時に回収するシステム。主に冷暖房や給湯に用いられる。

### さ行

- ・ サプライチェーン (Supply Chain)

供給連鎖のことをいう。製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。

- ・情報化施工

建設事業の調査、設計、施工、監督・検査、維持管理という建設生産プロセスのうち「施工」に注目して、ICT（情報通信技術）の活用により各プロセスから得られる電子情報を活用して高効率・高精度な施工を実現し、さらに施工で得られる電子情報を他のプロセスに活用することによって、建設生産プロセス全体における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステム。

- ・自立・分散型エネルギー

地域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステム。

## た行

- ・大規模盛土造成地

盛土造成地のうち以下のいずれかの要件を満たすもの。

- ① 盛土の面積が3,000㎡以上（谷埋め型大規模盛土造成地）
- ② 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上（腹付け型大規模盛土造成地）

- ・地籍調査

国土調査法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもの。

- ・道路啓開

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

- ・土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、生命または身体に危害が生じるおそれがあると県が指定した区域。

## は行

- ・被災建築物応急危険度判定

大地震により、被災した建築物を調査し、人命にかかわる二次的災害を防止するために、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定すること。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者等に対してもその建築物の危険性について情報提供される。

- ・被災建築物応急危険度判定士

千葉県が開催する「応急危険度判定士認定講習会」を受講し、知事の認定を受けて応急危険度判定を行う者。

- ・被災宅地危険度判定

大地震や豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図るため、現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を判定すること。判定結果は、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

- ・被災宅地危険度判定士

一定の資格・経験を有する土木又は建築技術者で、判定士養成講習会を受講し、知事の登録を受けた者。

- ・BCP (Business Continuity Plan)

業務継続計画のことをいう。災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

- ・避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいう。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定義され、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

- ・福祉避難所

一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設。

- ・防災士

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した者。

## ら行

- ・罹災証明書

災害対策基本法第90条の2により、自然災害等による住家の被害認定調査を行い、当該災害による住家の被害の程度を証明するために市町村長が交付する書面。この罹災証明書は被災者への各種生活再建支援措置適用の判断材料として活用される。